

## 第3章 計画の基本的な考え方



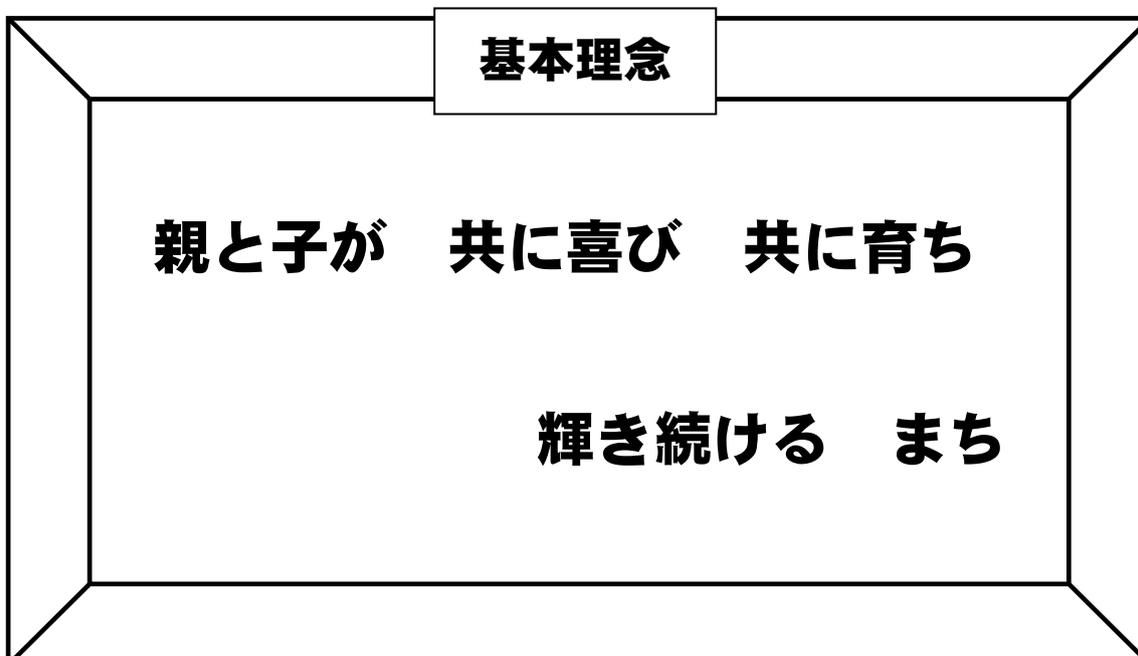
## 1 計画の基本理念

本計画は、『明和町次世代育成支援行動計画(めいわ子育てサポートプラン)』を継承する計画として位置づけられています。

子どもは、日々の積み重ねで成長していく存在です。親もまた、日々の子育てを通して親として成長していく存在です。子どもの育ちを応援すると同時に、親自身、そして親となる人たちの成長や学びを応援していくことが求められています。

本町で育つすべての子どもが、個性豊かにのびのびと健やかに成長することにより、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、子どもと親が輝き続けることができるまち(明和町)の実現を目指すため、計画の基本理念を次のように定めます。

この基本理念の下、本町における少子化の流れに歯止めをかけるとともに、家庭環境等に関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実を図り、総合的な子育て支援を推進します。



## 2 計画の基本的な視点

本計画の推進にあたっての「基本的な視点」は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定による行動計画策定指針に基づく以下の10の視点とします。

### (1) 子どもの視点

子育て支援サービスなどにより影響を受けるのは子ども自身であり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。父母その他の保護者が協力して子育てを行う中、子どもの利益が最大限に尊重される視点に立った取り組みを進めていきます。

### (2) 次代の親の育成という視点

子どもは、次代の親となる認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行などの社会環境の変化や町民一人ひとりの価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めていきます。

### (4) 社会全体による支援の視点

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本的認識のもとに、子育て支援は、国及び地方自治体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働のもとに対策を進めていきます。

### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

結婚・妊娠・出産・子育てに関する希望を実現するために、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、国、

地方自治体、企業などをはじめとする関係団体と連携を図りながら、取り組みを進めていきます。

#### **(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点**

多くの若者の結婚や妊娠、出産に対する希望を叶えるために、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、地域の実情に応じた「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目ない支援の展開を図っていきます。

#### **(7) すべての子どもと家庭への支援の視点**

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえすべての子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

また、社会的養護を必要とする子どもに十分対応できるよう、社会的養護体制について整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も踏まえて取り組みを進めていきます。

#### **(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点**

子育てに関わる地域活動団体、民生委員・主任児童委員及び母子保健推進員などの人的資源、豊かな自然環境や伝統文化、各種公共施設など、さまざまな地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

#### **(9) サービスの質の視点**

利用者が安心して子育て支援サービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上が必要です。このため、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。

#### **(10) 地域特性の視点**

地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、本町の特性を十分に踏まえて主体的な取り組みを進めていきます。

### 3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえて、次の8つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

#### 基本目標1 幼児期の教育・保育、地域における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指していきます。

#### 基本目標2 母親や乳幼児等の健康確保、切れ目のない支援

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

#### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校等と地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

#### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と交通安全対策・防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な住宅の建設の促進や地域の居住環境の整備に努めていきます。

#### 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるように、きめ細かな教育・保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報・情報提供等を関係機関と連携しながら推進していきます。

### 基本目標 6 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪・児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携し、きめ細かな支援を推進していきます。

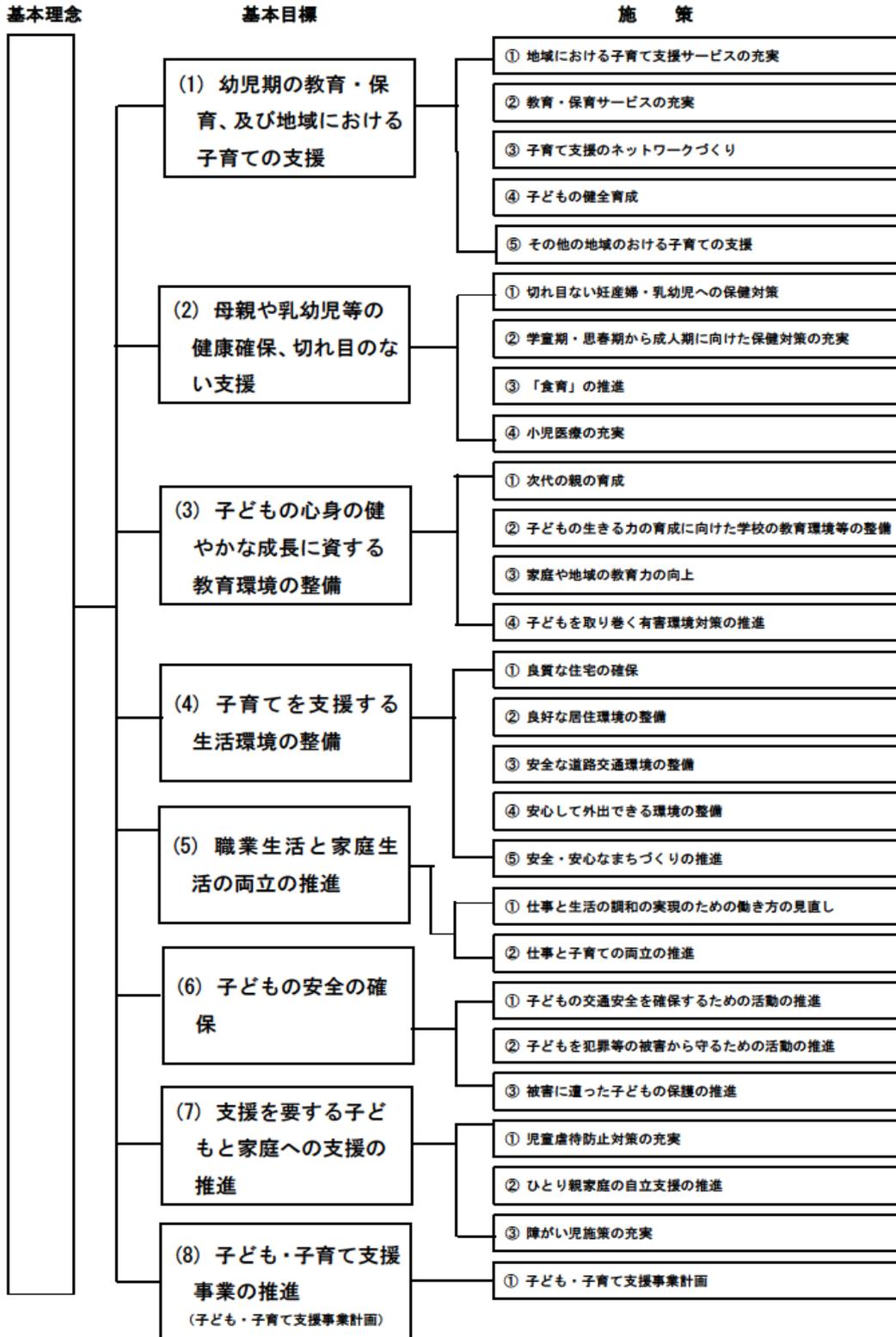
### 基本目標 7 支援を要する子どもと家庭への支援の推進

児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児及びその家庭などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな支援の提供を推進します。

### 基本目標 8 子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）

子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画（本計画第5章）に基づき、子ども・子育て支援新制度による事業を推進します。

## 4 計画の体系



## 5 重点的な取組事業

### (1) 幼児期の教育・保育の充実を図ります

女性の社会進出、就労形態の多様化に応えるため、認定こども園において、潜在的な待機児童のゼロに努めます。

### (2) 子育て世代包括支援センターの充実を図ります

令和2年度より「子育て世代包括支援センター」の開設により、安心して子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく相談支援を図ります。

### (3) 地域子育て支援センターの充実を図ります

地域子育て支援拠点として、就学前児童の保護者が気軽に子育て相談をしたり、親同士で交流したり、子育てに関する情報を得たりできる場として機能の充実を図ります。

### (4) 学童期における放課後の総合的な居場所の充実を図ります

保護者の就労等により、学童保育所への入所希望者は高学年児童を含め年々増大しています。そのため、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に沿った、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の連携強化及び学校施設の活用、また、特別な配慮を必要とする子どもへの対応等について検討し推進します。

### (5) 児童虐待防止対策の推進を図ります

子どもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、子どもを守る地域ネットワークとして「明和町要保護児童対策地域協議会」を積極的に開催するとともに、「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、保健・教育・福祉などの関係機関との連携強化を図っていきます。